

第 7 期東員町障害福祉計画
第 3 期東員町障害児福祉計画
実績（サービス別）

令和 6 年度後期

訪問系サービス（介護給付）

居宅介護については、利用者数、利用量ともに見込みを下回りました。
 重度訪問介護については、利用者数は1人で、利用量は見込みを下回りました。
 行動援護については、利用者数はほぼ見込み通りでしたが、利用量は見込みを下回りました。
 同行援護、重度障害者等包括支援については、令和6年度後期も利用がありませんでした。

※前期は3月～8月、後期は9月～2月の月平均です。

		単位	第6期				第7期			
			2022 (令和4)年度		2023 (令和5)年度		2024 (令和6)年度		2025 (令和7)年度	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
訪問系サービス 計	実績	時間	682.2	754.8	800.0	768.0	772.4	722.0		
		人	29	29	28	30	29	28		
	計画値	時間	865.0		1,045.0		830.0		880.0	
		人	35		37		32		34	
居宅介護(ホームヘルプ)	実績	時間	381.6	462.3	489.2	480.0	474.8	456.1		
		人	25	26	25	26	25	25		
	計画値	時間	570.0		590.0		510.0		530.0	
		人	29		30		28		29	
重度訪問介護	実績	時間	280.4	282.5	293.4	267.6	276.9	252.0		
		人	1	1	1	1	1	1		
	計画値	時間	240.0		400.0		300.0		320.0	
		人	1		2		1		1	
同行援護	実績	時間	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		人	0	0	0	0	0	0		
	計画値	時間	5.0		5.0		0.0		0.0	
		人	1		1		0		0	
行動援護	実績	時間	20.2	10.1	17.4	20.4	20.7	13.9		
		人	3	2	2	3	3	2		
	計画値	時間	50.0		50.0		20.0		30.0	
		人	4		4		3		4	
重度障害者等包括支援	実績	時間	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		人	0	0	0	0	0	0		
	計画値	時間	0.0		0.0		0.0		0.0	
		人	0		0		0		0	

※1

* 表中の時間とは、1月当たりの延べ利用時間数を表します。

※1 令和8年度に1人5時間の利用を見込んでいます。

《第7期 確保の方策》

- 計画相談員、関係機関等と連携し、利用者の生活ニーズに応じたサービス提供を実施します。
- 「障がい福祉のしおり」を作成し、窓口での説明やホームページへの掲載を通じて、サービス利用の促進に努めます。

日中活動系サービス（介護給付）

生活介護については、利用者数は令和6年度後期に4人減少しました。利用者数、利用量ともに見込みを下回りました。

療養介護については、見込み通りでした。

短期入所については、利用者数、利用量ともに見込みを下回りました。

※前期は3月～8月、後期は9月～2月の月平均です。

		単位	第6期				第7期			
			2022 (令和4)年度		2023 (令和5)年度		2024 (令和6)年度		2025 (令和7)年度	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
生活介護	実績	人日	1,070	1,049	1,072	1,009	1,032	989		
		人	51	51	50	48	49	48		
	計画値	人日	1,100		1,110		1,090		1,100	
		人	53		54		53		54	
療養介護			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	実績	人	2	2	2	2	2	2		
	計画値	人	1		1		2		2	
短期入所(ショートステイ)			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	実績	人日	77	89	85	94	97	81		
		人	15	15	14	14	13	12		
	計画値	人日	65		70		100		110	
		人	15		16		16		18	

* 表中の人日とは、1月当たりの延べ利用日数を表します。

《第7期 確保の方策》

- 生活介護については、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス提供体制を整備します。
- 短期入所(ショートステイ)については、緊急時の対応を含めて十分な受け入れ枠の確保に努めます。

日中活動系サービス（訓練等給付）

自立訓練（機能訓練）については、令和6年度後期も利用がありませんでした。
 自立訓練（生活訓練）については、令和7年1月から1人増加しましたが、利用量は見込みを下回りました。
 宿泊型自立訓練については、令和6年度後期も利用がありませんでした。
 就労移行支援については、令和6年度後期に3人増加し、一般就労へ移行した方2人を含む3人が減少しました。一般就労への移行が進んでおり、令和6年度後期も利用者数、利用量ともに見込みを下回りました。
 就労継続支援（A型）については、令和6年度後期に4人増加し、就労継続支援（B型）に移行した1人を含む5人が減少しました。利用者数、利用量ともに見込みを大きく下回りました。
 就労継続支援（B型）については、令和6年度後期に4人が増加し、就労継続支援（A型）に移行した2人が減少しました。利用者数、利用量ともに見込みを上回りました。
 就労定着支援については、令和6年度後期に4人利用していますが、利用者数は見込みを下回りました。
 就労選択支援については、第7期からの新サービスですが、令和7年10月からサービスが開始されます。

※前期は3月～8月、後期は9月～2月の月平均です。

		単位	第6期				第7期			
			2022 （令和4）年度		2023 （令和5）年度		2024 （令和6）年度		2025 （令和7）年度	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
自立訓練 （機能訓練）	実績	人日	0	0	0	0	0	0		
		人	0	0	0	0	0	0		
	計画値	人日	0		10		0		0	
		人	0		1		0		0	
自立訓練 （生活訓練）	実績	人日	38	22	0	12	20	20		
		人	2	1	0	1	1	1		
	計画値	人日	40		60		30		40	
		人	2		3		1		2	
宿泊型自立訓練			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	実績	人	0	0	0	0	0	0		
	計画値	人								
就労移行支援	実績	人日	27	53	98	87	70	71		
		人	2	3	6	6	4	4		
	計画値	人日	220		240		110		120	
		人	12		14		7		8	
就労継続支援（A型）	実績	人日	671	631	636	610	527	507		
		人	36	33	32	31	27	26		
	計画値	人日	630		720		700		750	
		人	35		40		37		40	
就労継続支援（B型）	実績	人日	639	645	724	682	747	798		
		人	36	37	40	38	43	47		
	計画値	人日	560		570		740		750	
		人	32		33		41		42	
就労定着支援			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	実績	人	4	6	4	4	2	4		
	計画値	人	4		6		7		10	

※2

		単位	第6期				第7期			
			2022 (令和4)年度		2023 (令和5)年度		2024 (令和6)年度		2025 (令和7)年度	
就労選択支援			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	実績	人								
	計画値	人							0	

※3

* 表中の人日とは、1月当たりの延べ利用日数を表します。

※2 令和8年度に1人10人日の利用を見込んでいます。

※3 令和8年度に1人の利用を見込んでいます。

《第7期 確保の方策》

- 就労支援については、障がいのある方が一般企業への就労を目指す取組として、令和5年度から開始した就労連携事業を実施します。その中で、一般企業へ就労した方についても、就労定着支援等のサービスを利用しながら、就労後の支援に努めます。
- 学校など関係機関と連携し、障がいのある方の特性に応じた就労支援に努めます。
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」による製品やサービスの受注に努め、ホームページで指針と実績を毎年度公表します。また、企業等へ障がいのある方が提供する製品やサービスの購入・利用促進についてホームページにて周知を図ります。

居住支援・施設系サービス

自立生活援助については、令和6年度後期も利用はありませんでした。
 共同生活援助については、令和6年度後期は、利用者数は4人増加し、1人減少しました。見込みを下回りました。
 施設入所支援については、令和6年度後期は見込みを下回りました。

※前期は3月～8月、後期は9月～2月の月平均です。

		単位	第6期				第7期			
			2022 (令和4)年度		2023 (令和5)年度		2024 (令和6)年度		2025 (令和7)年度	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
自立生活援助										
	実績	人	0	0	0	0	0	0		
	計画値	人	0		1		0		0	
共同生活援助 (グループホーム)			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	実績	人	40	41	42	44	44	46		
	計画値	人	39		40		48		50	
施設入所支援			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	実績	人	16	16	16	14	14	14		
	計画値	人	16		15		16		16	

※4

※4 令和8年度に1人の利用を見込んでいます。

《第7期 確保の方策》

- 障がいのある方が地域で生活しやすくなるよう、ヘルプマークの周知や、障がいの有無に関わらず、すべての人が参加できるマルシェ、セミナーなどのイベントの実施を通じて、障がいのある方に対する理解、啓発に努めます。
- 自立生活援助については、障がい者支援施設等に入居している方で、賃貸住宅などで一人暮らしを希望する方へは、その方の特性等を考慮しながら、ケースごとに検討し、対応します。

計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援については、ほぼ見込み通りでした。
地域移行支援、地域定着支援については、令和6年度後期も利用がありませんでした。

※前期は3月～8月、後期は9月～2月の月平均です。

		単位	第6期				第7期			
			2022 (令和4)年度		2023 (令和5)年度		2024 (令和6)年度		2025 (令和7)年度	
計画相談支援			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	実績	人	35	35	39	38	36	39		
	計画値	人	40		42		37		40	
地域移行支援			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	実績	人日	0	0	0	0	0	0		
		人	0	0	0	0	0	0		
	計画値	人日	0		5		0		0	
		人	0		1		0		0	
地域定着支援			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	実績	人	0	0	0	0	0	0		
	計画値	人	0		1		0		0	

※5

※6

* 表中の人日とは、1月当たりの延べ利用日数を表します。

※5 令和8年度に1人5人日の利用を見込んでいます。

※6 令和8年度に1人の利用を見込んでいます。

《第7期 確保の方策》

- 計画相談員養成研修等において、町職員が支援員として参加し、協力・支援・アドバイス等を行い、評価などを適切に把握できる人材の育成に努めます。
- 病院や施設からの地域移行支援と、地域生活移行後の地域定着支援を活用できるよう、相談支援員など関係者、関係機関と連携し、情報提供に努めます。

地域生活支援事業

移動支援事業については、利用者数、利用量ともに見込みを下回りました。
 地域活動支援センターについては、町内では見込みを下回りましたが、見込みを上回りました。
 日中一時支援については、利用者数はほぼ見込み通りでしたが、利用量は見込みを下回りました。

※前期は3月～8月、後期は9月～2月の月平均です。

		単位	第6期				第7期			
			2022 (令和4)年度		2023 (令和5)年度		2024 (令和6)年度		2025 (令和7)年度	
移動支援事業			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	実績	時間	189.8	171.4	224.2	232.2	233.4	197.3		
		人	33	30	36	36	38	34		
	計画値	時間	305.0		310.0		240		260.0	
人		39		40		38		40		
地域活動支援センター (町内)			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	実績	箇所	0	0	0	0	1	1		
		人	0	0	0	0	1	1		
	計画値	箇所	0		0		1		1	
人		0		0		3		4		
地域活動支援センター (町外)			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	実績	箇所	0	1	1	1	1	1		
		人	0	1	1	1	2	3		
	計画値	箇所	2		2		2		2	
人		2		2		2		2		
日中一時支援事業			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	実績	人日	143	99	102	109	107	105		
		人	20	19	17	18	18	19		
	計画値	人日	150		160		130		140	
人		26		27		20		21		

* 表中の人日とは、1月当たりの延べ利用日数を表します。

＜第7期 確保の方策＞

- 各種サービスについて、手帳交付の際に「障がい福祉のしおり」を用い、サービス対象者へ周知、案内します。
- 【移動支援事業】障がいのある方の多様な活動、社会参加や自己実現を支える重要な福祉サービスとして、ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、事業者がサービスを提供できる体制作りのため、支援、連携に努めます。
- 【日中一時支援事業】家族の一時的な休息を確保するための重要な福祉サービスとして、専門的な人材の確保及びサービスの質的な向上を図るよう、サービス提供事業者に働きかけ、安定した供給の確保に努めます。

障害児福祉計画

児童発達支援については、令和6年度後期に4人増加しました。利用者数、利用量ともに見込みを大きく上回りました。

放課後等デイサービスについては、令和6年度後期に4人増加しました。利用者数はほぼ見込み通りでしたが、利用量は見込みを上回りました。

保育所等訪問支援については、見込み通りでした。

居宅訪問型児童発達支援については、利用がありませんでした。

障害児相談支援については、令和6年度後期も見込みを上回りました。

※前期は3月～8月、後期は9月～2月の月平均です。

		単位	第2期				第3期			
			2022 (令和4)年度		2023 (令和5)年度		2024 (令和6)年度		2025 (令和7)年度	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
児童発達支援(福祉型)	実績	人日	87	106	167	264	279	317		
		人	8	12	20	29	31	35		
	計画値	人日	110		120		180		190	
		人	12		15		21		22	
児童発達支援(医療型)	実績	人日	0	0	0	0				
		人	0	0	0	0				
	計画値	人日	0		0					
		人	0		0					
放課後等デイサービス	実績	人日	870	946	1,048	1,105	1,157	1,155		
		人	59	60	67	73	73	75		
	計画値	人日	710		750		1,100		1,200	
		人	52		56		77		82	
保育所等訪問支援	実績	人日	0	1	1	1	1	1		
		人	0	1	1	1	1	1		
	計画値	人日	2		2		2		3	
		人	1		1		1		1	
居宅訪問型児童発達支援	実績	人日	3	2	5	2	0	0		
		人	1	1	1	0	0	0		
	計画値	人日	0		0		7		10	
		人	0		0		1		1	
障害児相談支援	実績	人	19	19	26	26	27	29		
		人								
	計画値	人	20		22		22		25	

※7

* 表中の人日とは、1月当たりの延べ利用日数を表します。

※7 第3期(令和6年度～)から児童発達支援に一元化されました。

《第3期 確保の方策》

- 県の専門機関、医療機関、保育園・幼稚園・小学校・中学校、サービス提供事業所等との連携強化による横断的な取組により、必要なサービスの提供に努めます。
- 障害児通所支援について、計画相談員養成研修等において、町職員がアドバイザーとして参加し、協力・支援・アドバイス等を行い、一人ひとりの状況に応じて必要なサービスを提供できる人材の育成に努めます。
- 就労支援事業などを通し、学校卒業後の障がい児について、一貫したサービスが利用できるよう努めます。また、学校主催の進路相談会などに出席し、制度、サービスを説明し、卒業後も一貫したサービスができるよう努めます。
- 障がいや発達に心配のある児童について、発達支援室、学校教育課をはじめ、関係機関と連携し、必要なサービスにつなぐなど、途切れのない支援を実施します。
- 発達支援室主催の療育教室にて制度説明を実施するなど「東員町子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図ります。

障がいのある方等の現状

目 次

1 東員町の人口	1
(1) 年齢3区分別人口の推移	1
(2) 世帯数と一世帯当たりの平均世帯人員数の推移	2
2 障がいのある方の人数の推移	3
(1) 身体障がいのある方の人数の推移	3
(2) 知的障がいのある方の人数の推移	5
(3) 精神障がいのある方の人数の推移	6
(4) 指定難病・小児慢性特定疾病患者数の推移	7
3 障害支援区分の認定状況	10
4 障がいのある方を取り巻く現状	11
(1) 障がい児保育	11
(2) 特別支援教育	11
(3) 障がい者雇用	12
(4) 町内施設等利用者	13
(5) 町外施設等利用者	14
(6) 地域生活支援事業所（町内外）の利用状況	17
(7) 補装具・日常生活用具などの利用状況	18

令和6年度
東員町

1 東員町の人口

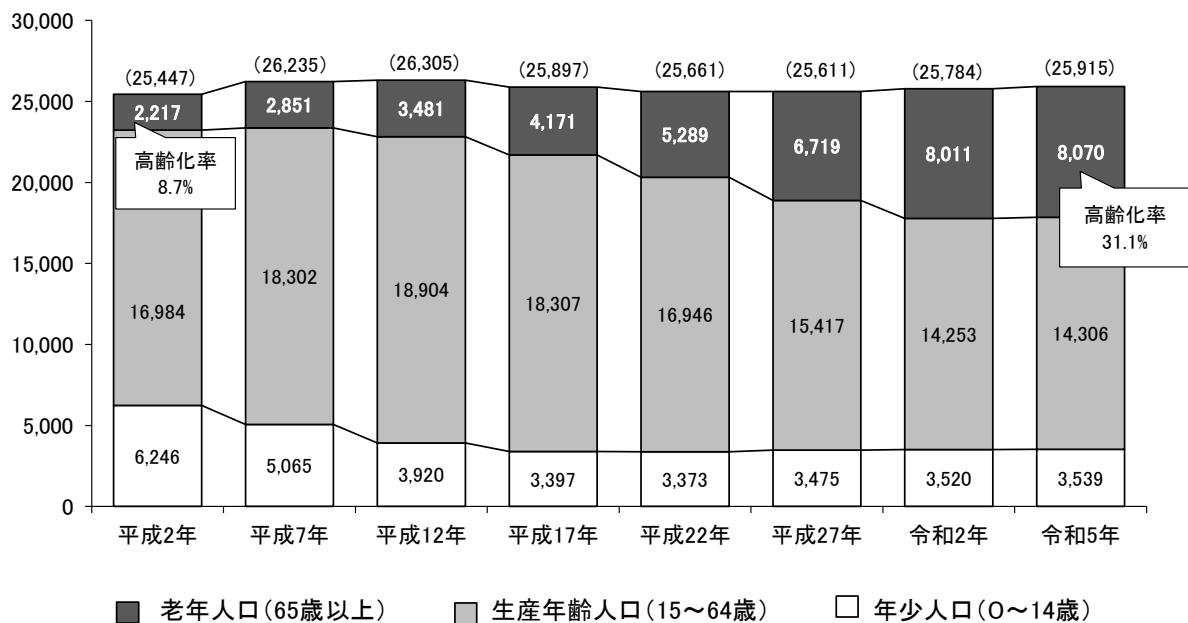
(1) 年齢3区分別人口の推移

総人口は平成2年以降、緩やかな増加、減少をたどり、令和5年10月1日現在は25,915人となっています。

急激な高齢化の波は本町においても例外でなく、総人口に占める老年人口の割合となる高齢化率では、平成2年の8.7%から平成22年には20%を超え、令和5年10月1日現在は31.1%と増加の一途をたどっています。

年少人口（0～14歳）については、平成2年から平成22年まで減少していましたが、特に神田、稲部地域のミニ開発が進み、平成22年以降は増加しています。

図表-1 年齢3区分別人口の推移



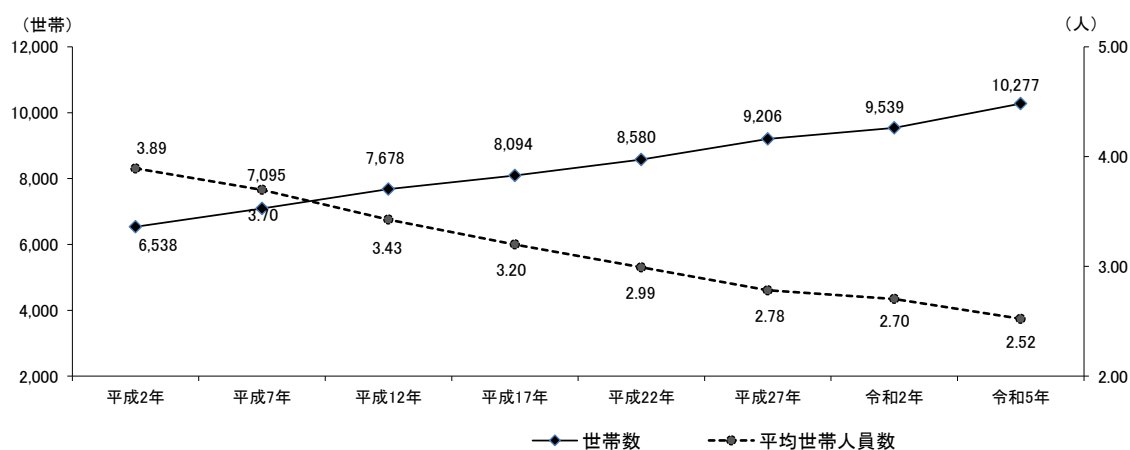
資料：平成2年から令和2年までは国勢調査。令和5年は10月1日現在の住民基本台帳人口。

※ 国勢調査において総人口には年齢不詳を含むため、3区分の合計と合わない年がある。

(2) 世帯数と一世帯当たりの平均世帯人員数の推移

本町における世帯数は令和5年に10,000世帯を超え、10,277世帯となっています。一世帯当たりの平均世帯人員数は、平成2年は3.89人でしたが、世帯数の増加に反比例して徐々に減少し、令和5年は2.52人となっています。即ち、本町においては核家族化が増加傾向にあると言えます。核家族化の増加により、家族間での介護の負担が大きくなることから、介護サービスや施設など社会資源の整備が求められます。

図表-2 世帯数と一世帯当たりの平均世帯人員数の推移



資料：平成2年から令和2年まで国勢調査。令和5年は10月1日現在の町人口統計表。

2 障がいのある方の人数の推移

(1) 身体障がいのある方の人数の推移

令和 6 年 3 月 31 日現在の身体障害者手帳所持者数は 806 人となり、平成 31 年 3 月 31 日から比べると 52 人減少しています。

年齢別では、18 歳未満の方は平成 31 年からみて減少しています。18 歳以上の方は令和 2 年に増加しましたが、以降、減少しています。

障がい種別では、平成 31 年から令和 6 年にかけて、聴覚・平衡機能障がい者、音声・言語・そしゃく機能障がい者、肢体不自由者が減少、視覚障がい者、内部障がい者はほぼ横ばいになっています。

障がい種別毎の障がい等級の割合は、視覚障がい者では 1 級が最も多く、次いで 2 級、聴覚・平衡機能障がい者では 6 級が最も多く、次いで 2 級、音声・言語・そしゃく機能障がい者では 3 級が最も多く、次いで 4 級、肢体不自由者では 4 級が最も多く、次いで 2 級、内部障がい者では 1 級が最も多く、次いで 4 級となっています。

年齢構成では、どの障がい種別を見ても、65 歳以上の方の割合が約 65～85%を占めています。

図表-3 障がい種別・年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移

		平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	平成 31 年～令和 6 年の増加率
障 が い 種 別	視覚障がい者	48	49	47	43	46	54	112.5
	聴覚・平衡機能障がい者	79	81	78	74	67	68	86.1
	音声・言語・そしゃく 機能障がい者	12	11	10	9	10	9	75.0
	肢体不自由者	435	431	417	418	398	375	86.2
	内部障がい者	284	304	298	284	292	300	105.6
	心 臓	154	158	160	154	155	168	109.1
	呼吸器	14	15	19	14	18	11	78.6
	腎 臓	80	87	75	68	68	75	93.8
	膀胱・直腸	31	39	38	42	43	39	125.8
	小 腸	1	1	1	1	1	1	100.0
	その他	4	4	5	5	7	6	150.0
年 齢 別	0～17 歳	20	20	19	19	19	14	70.0
	18 歳以上	838	856	831	809	794	792	94.5
合 計		858	876	850	828	813	806	93.9

各年 3 月 31 日現在 単位：人 増加率：%

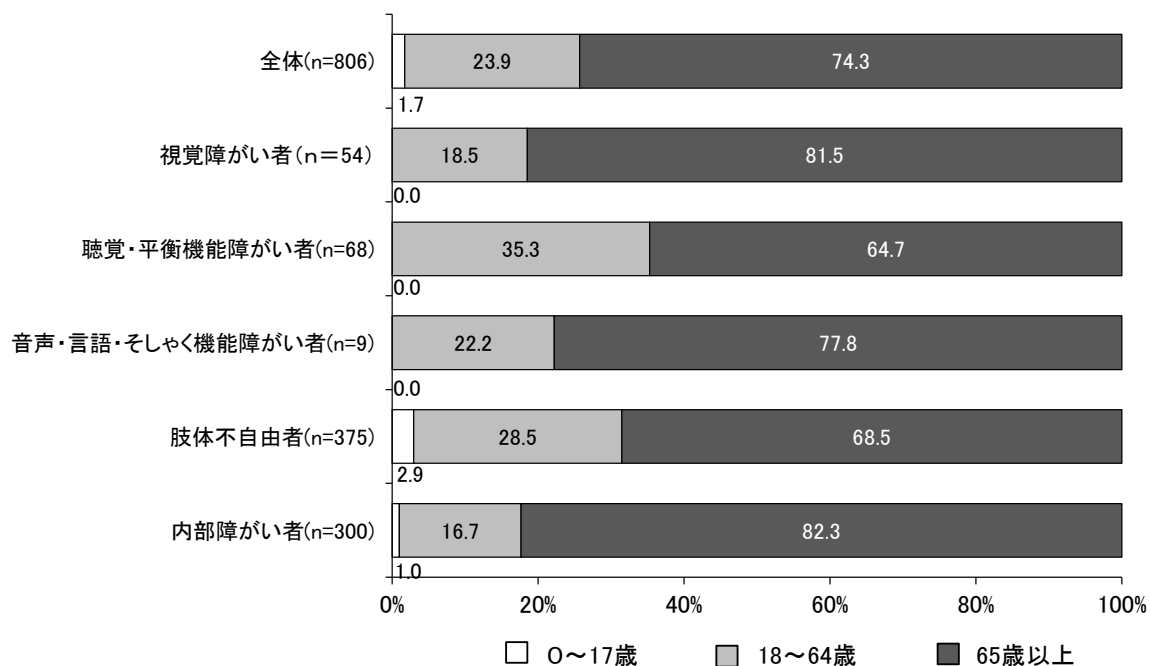
図表-4 障がい種別にみる障がい等級

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障がい者	19	17	3	4	8	3	54
	35.2	31.5	5.6	7.4	14.8	5.6	100.0
聴覚・平衡機能障がい者	5	16	5	14	0	28	68
	7.4	23.5	7.4	20.6	0.0	41.2	100.0
音声・言語・ そしゃく機能障がい者	0	0	7	2	0	0	9
	0.0	0.0	77.8	22.2	0.0	0.0	100.0
肢体不自由者	66	76	66	115	31	21	375
	17.6	20.3	17.6	30.7	8.3	5.6	100.0
内部障がい者	161	6	53	80	0	0	300
	53.7	2.0	17.7	26.7	0.0	0.0	100.0
全 体	251	115	134	215	39	52	806
	31.1	14.3	16.6	26.7	4.8	6.5	100.0

令和 6 年 3 月 31 日現在

上段：人 下段：割合

図表-5 障がい種別にみる年齢構成



令和 6 年 3 月 31 日現在

(2) 知的障がいのある方の人数の推移

令和 6 年 3 月 31 日現在の療育手帳所持者数は 202 人となり、平成 31 年 3 月 31 日から比べると 50 人増加（約 1.3 倍）しており、毎年徐々に増加しています。

年齢別では、18 歳未満の方と 18 歳以上の方ともに平成 31 年から毎年増加していますが、特に 18 歳未満では平成 31 年から比べると、約 1.6 倍となっています。

障がい等級別では、平成 31 年から比べると、A 判定と B 判定ともに増加していますが、特に B 判定では約 1.5 倍となっています。年齢別でも、18 歳未満、18 歳以上どちらの年齢区分でも、A 判定、B 判定ともに増加しています。

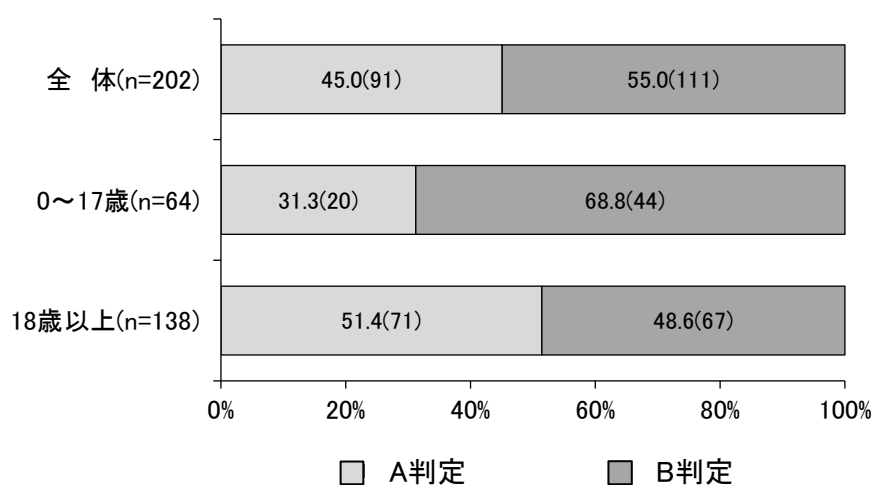
図表-6 障がい等級別・年齢別の療育手帳所持者数の推移

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	平成 31～令和 6 年 の増加率
知的障がい者	152	155	163	177	183	202	132.9
A 判定	80	81	82	86	88	91	113.8
B 判定	72	74	81	91	95	111	154.2
18 歳以上	113	115	118	125	129	138	122.1
A 判定	64	65	66	67	68	71	110.9
B 判定	49	50	52	58	61	67	136.7
0～17 歳	39	40	45	52	54	64	164.1
A 判定	16	16	16	19	20	20	125.0
B 判定	23	24	29	33	34	44	191.3

各年 3 月 31 日現在

単位：人 増加率：%

図表-7 年齢別にみる療育手帳所持者の障がい等級



令和 6 年 3 月 31 日現在

() 内は人数

(3) 精神障がいのある方の人数の推移

令和 6 年 3 月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 240 人となり、平成 31 年 3 月 31 日から比べると 79 人増加（約 1.5 倍）しています。令和 3 年に減少しましたが、その後、増加しています。

等級別では、1 級ではほぼ横ばいですが、2 級、3 級では増加しており、特に 3 級では平成 31 年から比べると 2.1 倍を超えています。

精神通院医療受給者数においては令和 6 年 3 月 31 日現在 464 人となり、ほぼ毎年増加しています。特に令和 6 年においては、前年より 56 人増加しています。

図表-8 精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神通院医療受給者数の推移

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	平成 31～令和 6 年 の増加率
精神障がい者	161	178	156	165	188	240	149.1
1 級	21	22	22	23	23	21	100.0
2 級	104	112	98	102	109	141	135.6
3 級	36	44	36	40	56	78	216.7
18 歳以上	158	173	153	160	178	228	144.3
1 級	20	21	21	22	22	22	110.0
2 級	102	109	97	100	105	131	128.4
3 級	36	43	35	38	51	75	208.3
0～17 歳	3	5	3	5	10	12	400.0
1 級	1	1	1	1	1	0	0.0
2 級	2	3	1	2	4	9	450.0
3 級	0	1	1	2	5	3	—
精神通院医療受給者数	334	346	398	385	408	464	138.9

各年 3 月 31 日現在 単位：人 増加率：％

(4) 指定難病・小児慢性特定疾病患者数の推移

令和 6 年 3 月 31 日現在の指定難病患者数は 226 人となり、平成 31 年 3 月 31 日から比べると 38 人増加しています。

疾病別の患者数が 10 人以上の疾病は以下のとおりです。

- ・潰瘍性大腸炎（40 人） ・パーキンソン病（25 人）
- ・全身性エリテマトーデス（16 人） ・クローン病（11 人）
- ・全身性強皮症（10 人） ・好酸球性副鼻腔炎（10 人）

図表-9 指定難病患者数の推移

疾患別	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
合 計	188	194	211	204	213	226
球脊髄性筋萎縮症	2	1	1	1	0	0
筋萎縮性側索硬化症	3	3	3	2	2	5
脊髄性筋萎縮症	1	1	1	1	1	0
進行性核上性麻痺	3	6	5	6	4	4
パーキンソン病	26	27	27	27	28	25
大脳皮質基底核変性症	2	2	2	2	1	0
重症筋無力症	5	5	5	5	5	5
多発性硬化症／視神経脊髄炎	6	5	5	4	5	5
多系統萎縮症	5	3	2	1	1	5
脊髄小脳変性症 （多系統萎縮症を除く）	4	3	4	4	5	3
もやもや病	3	3	2	2	2	4
全身性アミロイドーシス	2	2	1	1	0	0
神経線維腫症	0	1	1	0	0	0
天疱瘡	0	1	1	1	1	2
膿疱性乾癬（汎発型）	1	1	1	1	1	1
膿疱性乾癬	0	1	0	0	0	0
高安動脈炎	1	1	1	0	1	1
顕微鏡的多発血管炎	0	1	1	0	0	1
多発血管炎性肉芽腫症	0	0	0	0	1	1
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	0	1	1	2	2	2
悪性関節リウマチ	1	1	1	1	3	2
全身性エリテマトーデス	9	12	13	14	15	16
皮膚筋炎／多発性筋炎	6	5	6	6	6	5
全身性強皮症	6	7	11	11	11	10
混合性結合組織病	1	1	1	1	1	1
シェーグレン症候群	3	3	3	3	3	4
ベーチェット病	1	2	2	2	2	1
特発性拡張型心筋症	4	3	3	3	3	2
肥大型心筋症	1	1	1	1	1	1
自己免疫性溶血性貧血	0	0	0	2	2	1
特発性血小板減少性紫斑病	1	2	2	1	1	4
IgA 腎症	1	2	2	2	2	3
多発性嚢胞腎	2	2	2	2	2	3
黄色靱帯骨化症	4	2	3	5	4	2

疾患別	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
後縦靱帯骨化症	12	9	14	13	9	8
広範脊柱管狭窄症	1	0	0	0	0	0
特発性大腿骨頭壊死症	4	4	5	6	6	7
下垂体性 PRL 分泌亢進症	1	0	0	0	0	0
下垂体前葉機能低下症	3	3	3	4	3	4
家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	1	1	1	1	1	0
サルコイドーシス	4	4	4	3	3	2
特発性間質性肺炎	1	4	7	5	5	3
肺動脈性肺高血圧症	0	0	0	1	1	0
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1	1	1	1	2	1
リンパ脈管筋腫症	1	1	1	0	0	0
網膜色素変性症	3	3	3	3	3	3
原発性胆汁性胆管炎	0	1	1	2	2	2
原発性硬化性胆管炎	0	0	1	0	0	0
クローン病	9	9	8	6	8	11
潰瘍性大腸炎	34	30	28	28	34	40
筋ジストロフィー	1	1	1	1	2	2
脊髄空洞症	1	1	1	1	1	1
脳表ヘモジデリン沈着症	0	0	1	0	1	0
類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む)	0	1	1	1	1	3
エプスタイン病	1	1	1	1	2	2
アルポート症候群	1	1	1	1	1	0
一次性ネフローゼ症候群	1	4	3	2	2	3
オスラー病	0	0	1	1	1	1
強直性脊椎炎	0	0	1	1	1	2
自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	0	0	0	1	0
IgG4 関連疾患	2	2	3	2	1	2
好酸球性副鼻腔炎	1	1	5	5	5	10
特発性多中心性キャスルマン病	1	1	1	1	1	0
ハンチントン病	0	0	0	0	0	1
ビッカースタッフ脳幹脳炎	0	0	0	0	0	1
左心低形成症候群	0	0	0	0	0	1

各年 3 月 31 日現在

令和 6 年 3 月 31 日現在の小児慢性特定疾病患者数は 26 人となり、毎年増加傾向にあります。

疾病別の患者数が比較的多い疾病は以下のとおりです。

- ・内分泌疾患（5 人） ・悪性新生物（4 人） ・慢性心疾患（4 人）

図表-10 小児慢性特定疾病患者数の推移

疾病名	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
合計	21	18	21	22	22	26
悪性新生物	3	3	3	2	2	4
慢性腎疾患	2	2	2	0	0	0
慢性呼吸器疾患	1	1	2	2	2	1
慢性心疾患	3	3	3	4	4	4
内分泌疾患	6	3	3	4	3	5
糖尿病	2	2	2	2	2	3
先天性代謝異常	2	2	2	2	2	1
血液疾患	0	0	0	0	1	1
神経・筋疾患	0	0	1	1	1	2
慢性消化器疾患	2	2	2	3	3	3
染色体又は遺伝子に変化を 伴う症候群	0	0	1	1	1	1
骨系統疾患	0	0	0	1	1	1
皮膚疾患	0	0	0	0	0	1
脈管疾患	0	0	0	0	0	2

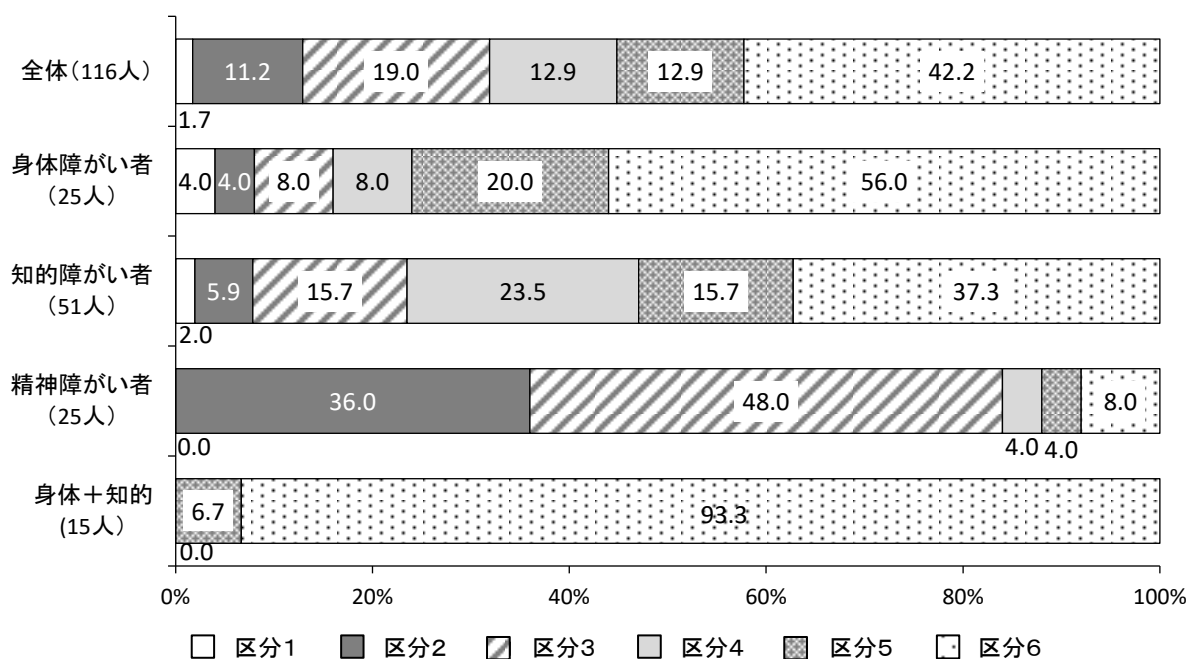
各年 3 月 31 日現在

３ 障害支援区分の認定状況

障がい者全体でみると、区分6の割合が4割強と最も高くなっています。

障がい種別でみると、身体障がい者、知的障がい者では区分6、精神障がい者では区分3の割合が最も高くなっています。

図表-11 障害支援区分の認定状況

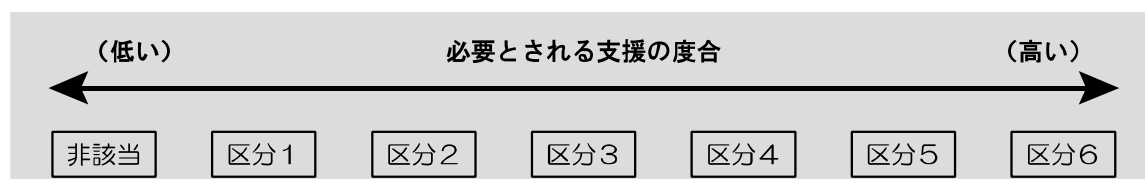


令和6年3月31日現在

※障害支援区分とは

障害支援区分の定義（障害者総合支援法第4条第4項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



4 障がいのある方を取り巻く現状

(1) 障がい児保育

町内6カ所の保育園・幼稚園で障がい児保育を実施しており、令和6年4月1日現在は61人が利用しています。利用者数は平成31年から令和6年にかけて約1.6倍に増加しています。

図表-12 障がい児保育の園児数の推移

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実施箇所数(か所)	6	6	6	6	6	6
利用者数(人)	39	44	48	57	53	61

各年4月1日現在

(2) 特別支援教育

令和6年4月1日現在の本町の特別支援学級設置数は、小学校12、中学校6の計18学級で、小・中学生合わせて107人の方が在籍しています。また、令和6年4月1日現在の本町の特別支援学校の在学者数は、小・中学校合わせて17人となっています。

図表-13 特別支援学級の児童・生徒数の推移

小学校						
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
特別支援学級数(学級)	14	15	15	14	14	12
在学者数(人)	64	65	67	69	70	77
高学年(人)	21	17	20	23	27	19
中学年(人)	19	27	28	21	21	29
低学年(人)	24	21	19	25	22	29

各年4月1日現在

中学校						
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
特別支援学級数(学級)	4	4	4	5	6	6
在学者数(人)	17	20	22	29	31	30

各年4月1日現在

図表-14 特別支援学校の児童・生徒数の推移

小学校						
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
特別支援学校在学者数	6	9	7	8	9	10

各年4月1日現在 単位:人

中学校						
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
特別支援学校在学者数	3	2	3	6	9	7

各年4月1日現在 単位:人

(3) 障がい者雇用

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対してその雇用する労働者に占める障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。法定雇用率は令和 6 年 4 月 1 日から、民間企業（従業員 40.0 人以上）では 2.5%、国、地方公共団体等では 2.8%となっています。令和 8 年 7 月 1 日からは民間企業（従業員 37.5 人以上）では 2.7%、国、地方公共団体は 3.0%に引き上げられます。

令和 6 年 6 月 1 日現在、桑名公共職業安定所管内では法定雇用率達成企業の割合は 52.3%となっています。

また、令和 6 年 6 月 1 日現在、求職登録者数のうち東員町の障がいのある方は、合計 56 人となっています。

図表-15 一般企業における障がい者の雇用状況

	A	B	C
	雇用義務対象 事業所数(事業所)	雇用義務達成 事業所数(事業所)	達成企業の割合 (%)
桑名公共職業安定所	172	90	52.3

令和 6 年 6 月 1 日現在

	身体	知的	精神	その他	合計
D 求職登録者数内訳（人） （うち、東員町）	152 (14)	61 (7)	385 (33)	39 (2)	637 (56)

令和 6 年 6 月 1 日現在

※A、B、C は、桑名公共職業安定所管内に本社のある常用労働者数 40.0 人以上企業における障害者雇用状況報告による。

(4) 町内施設等利用者

町内施設等の利用状況をみると、「障害者相談支援事業所いずみ」「地域相談支援事業所ふれあい」を利用している方が多くなっています。サービスの種類別でみると、「計画相談支援」に次いで「障害児相談支援」「放課後等デイサービス」の利用が多くなっています。

図表-16 町内施設等利用者の状況

サービスの種類	施設名	利用者数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	ヘルパーステーションあいあい	9	9	9
	東員町ホームヘルパーステーションふれあい	17	17	17
	なでしこの家			
	ナーシングホームもも	7	7	7
行動援護	ヘルパーステーションあいあい	4	4	3
重度訪問介護	ヘルパーステーションあいあい	1	1	2
生活介護	生活介護ステーションTOINあーち	27	28	26
就労継続支援A型	シグマファームとういん	9	9	9
就労継続支援B型	TOINいずみ	15	15	16
短期入所	つくしの家	1	1	
	サポートハウスふらっと短期入所	2	1	2
	つくしの家第2			
	なずな	17	20	14
共同生活援助 (グループホーム)	つくしの家	4	4	4
	ゆきわり草第2	4	4	4
	つくしの家第2	14	14	14
	グリーンコアラ	1	3	5
	ふきのとう	3	3	
	グループホームTOIN	4	4	4
計画相談支援	障害者相談支援事業所 いずみ	53	52	50
	地域相談支援事業所 ふれあい	37	33	35
児童発達支援	デイズ	6	3	5
	デイズ+	2	2	
	このて			
	サインポスト東員	1	5	3
放課後等デイサービス	デイズ	12	14	16
	デイズ+	13	14	11
	ここいく東員教室	22	22	19
	サインポスト東員	6	10	9
	でいず・りんく	15	14	3
	このて	1	1	
障害児相談支援	障害者相談支援事業所 いずみ	16	21	23
	地域相談支援事業所 ふれあい	32	32	38

単位:人

(5) 町外施設等利用者

町外施設等利用者は以下のとおりです。

図表-17 町外施設等利用者の状況

サービスの種類	施設名	所在地	利用者数		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	ニチイケアセンター桑名	桑名市	1	1	1
	ぶどうの家	四日市市	1	1	1
生活介護	生活介護事業所あじさいの家	いなべ市	3	3	3
	障害者支援施設くわのみ	桑名市	2	2	2
	多機能型事業所Leaf	桑名市	1	1	1
	すずかぜ	鈴鹿市	1	1	
	三重県いなば園すぎのき寮	津市	1	1	1
	三重県いなば園かしのき寮	津市	1	1	1
	障害者支援施設津長谷山学園	津市	2	2	2
	障害者支援施設小山田苑	四日市市	2	2	2
	障害者支援施設エビノ園	四日市市	2	2	2
	指定障害者支援施設聖母の家	四日市市	4	4	4
	身体障害者短期入所事業所菰野聖十字の家	菰野町	1	1	1
	垂坂山ブルーミングハウス	四日市市	1	1	1
	済美寮	伊勢市	1	1	1
	スマイルいなば	津市	1	1	
	ゆうとびあ恵愛	愛知県津島市	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	イロドリーGakuen	桑名市	1	1	1
	パステルGakuen	桑名市	2	1	
就労移行支援	アクア	桑名市	1	1	1
	ヴェルチュ〜Vertu〜	桑名市	5	3	4
	障害者ITカレッジ愛西	愛西市			
	みなともWORKS	弥富市			
	あいち就労支援センター	名古屋			
	スタート	桑名市		1	1
	Notoカレッジ	愛知県名古屋市	1		
就労継続支援(A型)	絆	いなべ市	4	4	4
	ひだまり	桑名市	2	2	1
	みらいサポート三重	桑名市	3		
	みらいネクスト三重	桑名市	2	3	3
	アネラ桑名	桑名市	2	2	1
	就労継続支援A型すずらん農園	桑名市	2	2	
	さくら	桑名市	1	1	
	サイクルサービス名古屋	愛知県名古屋市	1	1	
	たんぽぽ	桑名市	1		
	ルアナ	桑名市	3	3	2
	ビュア	桑名市	6	8	14
	わたる	桑名市	5	6	5
	ワークルーム桑友	桑名市	1	1	1
	ふわり	桑名市	1	1	
就労継続支援(B型)	あじさい	いなべ市	2	3	4
	エコム	桑名市	1	1	1
	篠立きのこ園	いなべ市	1		
	ワークショップみらい	桑名市	1	1	1
	ワークルーム桑友	桑名市	3	3	3
	オリーブ	愛知県弥富市	1	1	1
	さくら	桑名市	2	2	
	夢工房	桑名市	2	2	2
	オレンジ工房あげき	いなべ市	1	1	1
	デジタルアートセンター名古屋	名古屋市		1	1
	すずらん	桑名市			
	イロドリーGakuen	桑名市		1	
	しおさい	桑名市	1	1	2
	こんぱす	桑名市	1	2	2
	くるみ	桑名市	1	1	1
	あかり	桑名市	2	3	4
	こまつ作業所	津市		1	
	RAITO	新潟県上越市	1	1	
	青空	松坂市		1	1
	イーネットワーク	菰野町	1	1	

サービスの種類	施設名	所在地	利用者数		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	アクア	桑名市	1	1	1
	ヴェルチュ〜Vertu〜	桑名市	5	5	3
療養介護	独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	鈴鹿市	1	1	1
	やまと精神医療センター	奈良県大和郡山市	1	1	1
短期入所	スマイルいなば	津市	1	1	
	エビノ園	四日市市		1	
	えみて	桑名市	1		1
	大安びあハウス	いなべ市		1	1
	三重病院	津市	1	2	2
	マハナ	いなべ市	1	1	2
	あじさいの家	いなべ市	2	2	1
共同生活援助 (グループホーム)	てまり花	いなべ市	3	3	3
	なでしこ2	いなべ市	2	2	2
	聖母の家ホーム	四日市市	2	2	2
	ビートル四日市中川原	四日市市	1		
	ビートル桑名福島	桑名市	1	3	3
	ルピナス品川	松坂市		1	1
	ファミリアの家	桑名市	3	3	4
	グループホームあやめ	桑名市	2	2	1
施設入所支援	障害者支援施設くわのみ	桑名市	2	2	2
	障害者支援施設津長谷山学園	津市	2	2	2
	三重県いなば園すぎのき寮	津市	1	1	1
	三重県いなば園かしのき寮	津市	1	1	1
	障害者支援施設エビノ園	四日市市	2	2	2
	指定障害者支援施設聖母の家	四日市市	2	2	1
	障害者支援施設小山田苑	四日市市	2	2	2
	済美寮	伊勢市	1	1	1
	身体障害者短期入所事業所菰野聖十字の家	菰野町	1	1	1
	ゆうとびあ恵愛	愛知県津島市	1	1	1
	垂坂山ブルーミングハウス	四日市市	1	1	1
計画相談支援	きよす	清須市	1	1	
	まきの木	弥富市		1	1
	くわのみ	桑名市	2	2	2
	こんばす	桑名市	4	5	4
	エビノ園	四日市市	2	2	2
	小山田苑	四日市市	2	2	2
	鈴鹿和順学園	鈴鹿市	1	1	1
	いなば	津市	2	2	2
	長谷山学園	津市	2	1	2
	いっぽ	伊勢市	1	1	1
	あじさい	いなべ市	2	2	1
	菰野聖十字の家	菰野町	1	1	1
	障がい者総合相談支援センターそういん	桑名市	44	48	53
	ふわり	桑名市	2	1	
	アイリス	いなべ市	1	1	1
	ブルーム	四日市市	1	1	1
	きれいライフステーション	鈴鹿市	2	2	2
	希	四日市市	4	4	4
	くじら計画団 栄生吉	愛知県名古屋市	1	1	1
	まちかど福祉ステーション	奈良県桜井市	1	1	1
	リフレ	四日市市	1		
	のとファイブ	岐阜県大垣市	1		

サービスの種類	施設名	所在地	利用者数		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	チャイルドウィッシュ桑名	桑名市		3	2
	コペルプラス四日市	四日市市		1	
	子どもの広場桑名	桑名市	1		2
	アプリキッズ桑名野田	桑名市		2	2
	きらり	桑名市		1	
	菜の花	四日市市		1	1
	nanohana	四日市市		1	1
	LITALICO	四日市市	1		1
	らいむの丘	桑名市	1	5	16
	ポレポレ	いなべ市			
	子どもの広場四日市	四日市市	1		
放課後等デイサービス	アプリ児童デイサービス桑名ひだまり	桑名市	1	1	1
	エコム	桑名市		1	
	子どもの広場	桑名市	1	1	4
	ポレポレ	いなべ市	1	1	
	bamboo 桑名多度校	桑名市		1	
	Hacci808	四日市市		1	1
	nanohana	四日市市		1	
	菜の花	四日市市	1	1	
	ほがらか	菰野町	1	2	
	スリール	桑名市	2	2	
	アプリ児童デイサービス桑名野田	桑名市	2	2	1
	放課後等デイサービス ikikata	四日市市	2	2	1
	放課後等デイサービスここいく員弁教室	いなべ市	18	17	19
	ゆいて	四日市市	1		
	だんて	桑名市	2	2	2
	放課後等デイサービス ねくすと	いなべ市	3	3	2
	チャイルドウィッシュ桑名	桑名市	1	1	3
	重症心身障がい児デイサービス どリーむ	菰野町	1	1	
	どリーむぼっぶ	菰野町	1	1	
	放課後等デイサービスオハナ	いなべ市	2	3	1
	ikikata	四日市市		1	1
保育所等訪問支援	このて	いなべ市	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	このて	いなべ市	1	1	1
障害児相談支援	障がい者総合相談支援センターそういん	桑名市	12	18	15
	らいむの丘	桑名市	1	5	12
	アイリス	いなべ市	4	3	3
	プランゲート	桑名市	3	4	4
	ハナミズキ	桑名市	7	12	20

単位：人

（６）地域生活支援事業所（町内外）の利用状況

令和６年３月現在の地域生活支援事業所の利用状況をみると、町内では「移動支援」の利用者が４６人となっています。

同様に町外の事業所の利用状況をみると「日中一時支援」の利用が多くなっています。

図表-18 地域生活支援事業所（町内）の利用状況

サービスの種類	施設名	利用者数	
		R5.3現在	R6.3現在
移動支援	ヘルパーステーションあいあい	38	45
	ナーシングホームもも	1	1
日中一時支援	ヘルパーステーションあいあい	10	8
	東員町デイサービスセンターふれあい	5	4
	ナーシングホームもも		

単位：人

図表-19 地域生活支援事業所（町外）の利用状況

サービスの種類	施設名	所在地	利用者数	
			R5.3現在	R6.3現在
移動支援	織りがみ	桑名市	1	
日中一時支援	通所介護ほほえみ	桑名市	1	
	あじさいの家	いなべ市	1	1
	なでしこ	いなべ市	1	1
	ここっと	桑名市	2	3
	ヴェルチュ	桑名市		3
	こんばす	桑名市	1	
	しおさい	桑名市	1	1
	いーばしよ	桑名市	1	2
	ふわり	桑名市	1	
	ふるさと	桑名市	1	
地域活動支援センター	桑ばん	桑名市	1	3

単位：人

(7) 補装具・日常生活用具などの利用状況

令和5年度における身体障がいのある方に対する補装具の給付件数は24件、修理件数は18件で、合わせて給付費は800万円を超えています。補装具の給付品目では「座位保持装置」が最も多く、次いで「装具」「補聴器」となっています。

令和5年度における身体障がいのある方に対する日常生活用具の給付件数は604件で、給付費は740万円を超えています。給付品目では「ストマ装具」「紙おむつ」が圧倒的に多くなっています。

図表-20 補装具の給付等の状況

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	給付	修理	給付	修理	給付	修理	給付費
義肢	1	1	1	2		2	159,477
装具	6	1	10	5	6	3	1,212,601
座位保持装置	1	1	4	1	7		2,165,374
盲人安全つえ	1		1				
義眼							
眼鏡			1				
補聴器	9	4	8	2	6	5	521,160
車椅子	3	6	7	5	2	5	1,432,994
電動車椅子			1		1	2	1,896,451
歩行器			2	1	1	1	264,152
歩行補助つえ							
重度障害者用意思伝達装置							
その他(特例補装具 車椅子)		1		1	1		432,959
合 計	21	14	35	17	24	18	8,085,168

単位:件

単位:件

単位:円

図表-21 日常生活用具の給付状況

	令和3年度	令和4年度
特殊寝台		
特殊マット		
入浴担架		
体位変換器		
移動用リフト		
入浴補助具	1	1
便器		
T字杖		
歩行支援用具		
頭部保護帽		1
火災警報器		
自動消化器		
聴覚障がい者用屋内信号装置		1
動脈血中酸素飽和度測定器	1	
ネブライザー(吸入器)		
電気式たん吸引器	1	3
盲人用体重計		
点字器		
視覚障害者用ポータブルレコーダー		
視覚障害者用拡大読書器	1	
盲人用時計		
携帯用会話補助装置		
聴覚障害者用通信装置		
聴覚障害者用情報受信装置	1	
人工喉頭		1
ストマ器具	397	388
紙おむつ	156	177
居宅生活動作補助用具		
移動・移乗支援用具		
透析液加温器		
情報・通信支援用具		
音声・色彩判別装置		
合 計	558	572

単位:件

令和5年度	
給付件数	給付費
1	19,600
1	159,000
1	2,700
2	28,880
1	15,500
1	87,400
2	67,320
1	17,325
2	112,800
2	121,050
1	178,200
1	71,000
1	88,900
1	63,090
385	3,594,580
198	2,162,462
1	462,800
1	32,340
1	135,000
604	7,419,947

単位:件

単位:円

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1,210単位/日
- 特定事業所集中減算 200単位/日

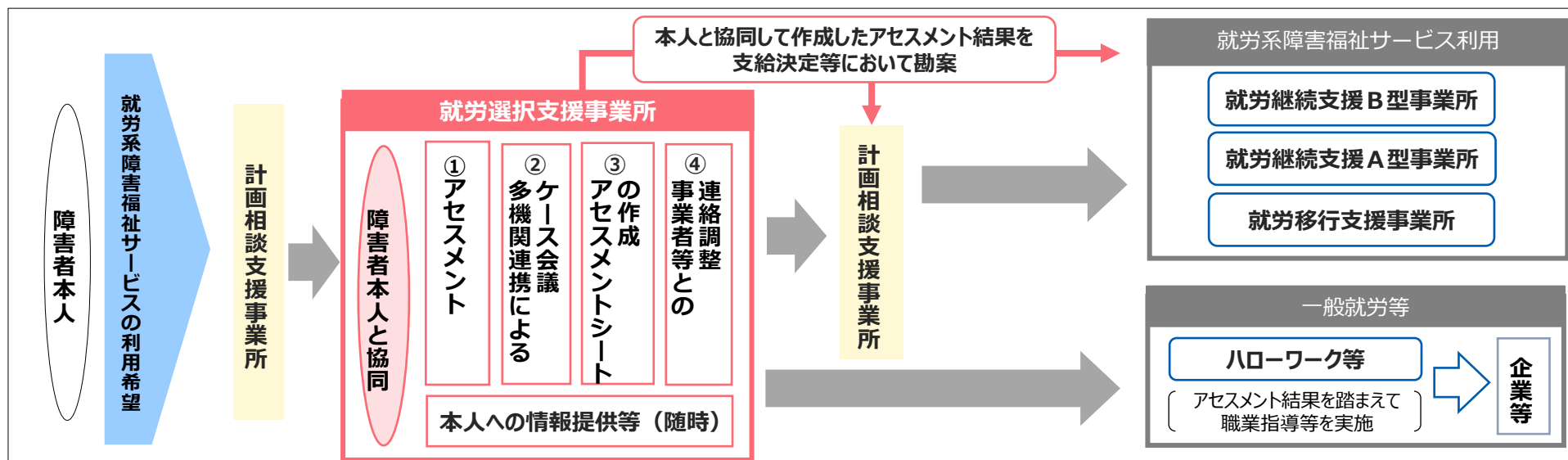
正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則 1 か月 1 か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2 か月の支給決定を行う。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



就労選択支援の対象者について①

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。
 - ・ 近隣に就労選択支援事業所がない場合や、利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、現行の就労アセスメントや暫定支給決定を経た利用を認める。
 - ・ 既に就労移行支援を利用しており、標準利用期間を超えて利用する意向のある者のうち、面接や職場実習といった一般就労に向けた具体的な予定がある者等、就労移行支援事業所が明らかに就職可能性があると判断した者については、標準利用期間を超えて利用する場合であっても、就労選択支援の利用を原則としない。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援 B 型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和 7 年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援 A 型		令和 9 年 4 月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和 9 年 4 月から原則利用※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

基幹相談支援センター

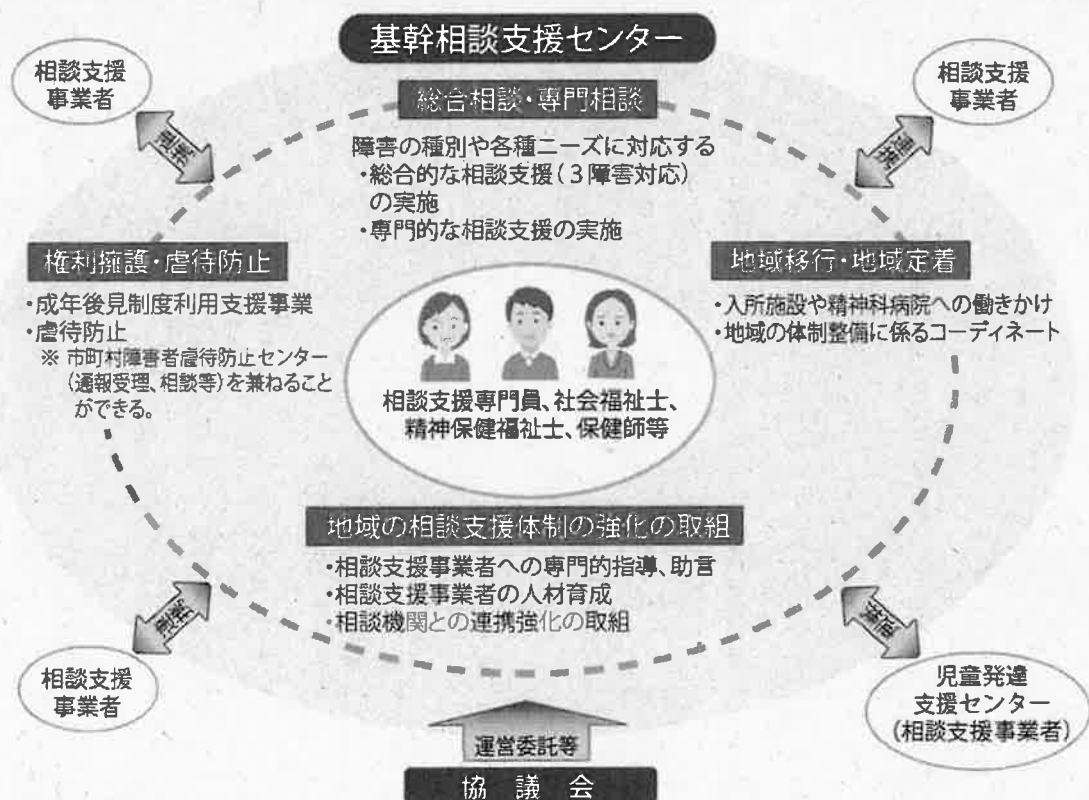
(概要)

障害福祉分野において地域の相談支援の中核的な役割を担う相談機関です。多種多様な障害特性や生活ニーズに対応し、困りごとや“生きづらさ”を抱える障害者などがどのような相談もできる窓口です。

通常の「相談支援事業所」は、主として障害福祉サービスを利用する障害者向けにケアマネジメントと伴走支援を行います。基幹相談支援センターでは

- ① どのような相談も受け付ける(具体的な障害福祉サービス利用につながらない相談事項にも対応する)
- ② 地域全体の「支援力」を底上げする役割も担っている(地域課題を解決するための地域連携体制の構築、人材育成やバックアップなど)という違いがあります。

＜基幹相談支援センターの主な機能と役割＞



出典：基幹相談支援センターの役割のイメージ | 厚生労働省

資料 5

「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）

最終改正 令和 7 年 6 月」 より抜粋

支給決定基準等の作成

（１） 介護給付費等 市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行 うためには、あらかじめ支給の可否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。

ア 支給決定基準の定め方 支給決定基準は、障害支援区分のほか、介護を行う者の状況（介護者の有無や その程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用 の有無等）等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。

○東員町障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の支給基準

平成18年10月19日

告示第73号

(趣旨)

第1条 この基準は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に対して支給する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく訓練等給付費及び介護給付費の支給決定に関する基準を定めるものとする。

(支給決定)

第2条 障害者等又は保護者から訓練等給付費の申請があつたときは、次に掲げる事項を総合的に勘案し、支給するサービスの種類と期間を決定する。

- (1) 障害の状況及び障害の種類
- (2) 本人の意向
- (3) 関係機関の意見
- (4) 暫定的に決定した事業所でのアセスメントの状況

2 障害者等又は保護者から療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援及び重度障害者等包括支援の申請があつたときは、次の表の勘案事項の欄に定める事項を総合的に判断し、支給の可否と期間を決定する。

サービスの名称	特に留意すべき事柄	勘案事項
療養介護	① 医療ケアが必要か ② 施設（病院）への入所（入院）が必要かどうか	① 障害支援区分又は障害の程度及び障害の種類 ② 本人又は保護者の意向
生活介護	施設入所支援、生活介護、短期入所、居宅介護、同行援護、行動援護及び重度訪問介護の利用の状況	③ 家族及び介護者の状況 ④ 介護保険法（平成9年法律第123号）によるサービスの利用の状況
短期入所	介護者及び家族の状況	⑤ 児童通所施設の利用状況
施設入所支援	療養介護及び生活介護の利用状況	⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による他のサービスの利用状況
重度障害者等包括支援	① ケアマネジメントが適正か ② 確実なサービス提供事業者の有無	

		⑦ その他サービスの利用の状況 ⑧ 障害者を取り巻く環境及び地域の状況 ⑨ サービス提供体制 ⑩ 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、学校等関係機関の意見
--	--	--

3 障害者等又は保護者から居宅介護、同行援護、行動援護及び重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）の申請があつたときは、次の表の勘案事項の欄に定める事項を総合的に判断し、支給量と期間を決定する。ただし、支給しようとするサービス量が、障害の程度等以外の理由で、第4条の基準に照らし、2.0倍以上としなければならない場合は、審査会に諮ることとする。

サービスの名称	特に留意すべき事柄	勘案事項
居宅介護 同行援護 行動援護 重度訪問介護	① 施設入所支援及び共同生活介護の利用状況 ② 療養介護及び生活介護の利用状況 ③ 就学、就労等の状況	① 障害支援区分又は障害の程度及び障害の種類 ② 本人又は保護者の意向 ③ 家族及び介護者の状況 ④ 介護保険法によるサービスの利用の状況 ⑤ 児童通所施設の利用状況 ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活総合的に支援するための法律による他のサービスの利用状況 ⑦ その他サービスの利用の状況 ⑧ 障害者を取り巻く環境及び地域の状況 ⑨ サービス提供体制 ⑩ 児童相談所、身体障害者

		更生相談所、知的障害者更生 相談所、学校等関係機関の意 見
--	--	-------------------------------------

(支給決定期間)

第3条 訓練等給付費の支給決定期間は、暫定支給決定期間（支給するサービスが、支給申請に係る障害者等に適したものかどうかをあらかじめ評価するための期間等をいう。）を含み、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 支給決定期間は、次の表の支給決定期間の欄に定める範囲内で必要な期間とする。

サービスの種類		支給決定期間	標準利用期間
共同生活援助		1 箇月から 3 年ま で	
	地域移行型ホ ーム	1 箇月から 2 年ま で	
就労継続支援		1 箇月から 3 年ま で	
自立訓練	機能訓練	1 箇月から 1 年ま で	1 8 箇月
	生活訓練	1 箇月から 1 年ま で	長期間にわたって病院に入院 していた者 3 6 箇月 それ以外の者 2 4 箇月
就労移行支援		1 箇月から 1 年ま で	2 4 箇月
就労定着支援		1 箇月から 1 年ま で	3 6 箇月
自立生活援助		1 箇月から 1 年ま で	1 2 箇月
宿泊型自立訓練		1 箇月から 1 年ま で	長期間にわたって病院に入院 していた者 3 6 箇月

		それ以外の者
		2 4 箇月

(2) 訓練等給付費の支給決定期間が終了し、更に継続して訓練等給付費の支給が必要な場合は、前項の表に掲げるサービスの標準利用期間の範囲内で1年ごとに更新する。

(3) 標準利用期間を超えて更に訓練等給付費の支給が必要な場合は、いなべ市・東員町障害者介護給付費等支給に関する審査会共同設置規約第2条に規定する審査会（平成18年東員町告示第52号。以下「審査会」という。）の審査を経て最大1年間の更新が可能とする。ただし、この措置は、原則1回とするが、就労定着支援については、3年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。

2 療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助の支給決定期間は、審査会での意見等を参考に、次の表に掲げる期間の範囲で決定する。

サービスの名称	期間
療養介護	1 箇月から 3 年まで
生活介護	1 箇月から 3 年まで
短期入所	1 箇月から 1 年まで
重度障害者等包括支援	1 箇月から 1 年まで
施設入所支援	1 箇月から 3 年まで
共同生活援助	1 箇月から 3 年まで

3 居宅介護等の支給決定期間は、1 箇月から 1 年までの範囲で必要な期間とする。

4 地域相談支援給付費の支給決定期間は、次の表に掲げる期間の範囲で決定する。

サービスの名称	期間
地域移行支援	1 箇月から 6 箇月まで
地域定着支援	1 箇月から 1 年まで

(支給量の基準)

第4条 居宅介護等の支給量は、障害の程度と他のサービスの利用状況により次の表に掲げる金額の範囲内で決定する。

(1) 在宅で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による居宅介護等及び重度障害者等包括支援を利用する場合

(単位/月)

	居宅介護対象	同行援護対象	行動援護対	重度訪問介護	重度障害者等包
--	--------	--------	-------	--------	---------

	者	者	象者	対象者	括支援対象者
障害児	8, 6 6 0	1 1, 3 3 0	1 6, 0 1 0	—	—
区分1	2, 6 9 0	1 1, 3 3 0	—	—	—
区分2	3, 4 8 0	1 1, 3 3 0	—	—	—
区分3	5, 1 2 0	1 1, 3 3 0	1 2, 5 9 0	—	—
区分4	9, 6 4 0	1 1, 3 3 0	1 6, 9 6 0	2 4, 9 0 0	—
区分5	1 5, 4 3 0	1 1, 3 3 0	2 2, 5 5 0	3 1, 2 2 0	—
区分6	2 2, 2 0 0	1 1, 3 3 0	2 9, 3 0 0	4 4, 2 3 0	8 3, 6 6 0
重度障害者等 包括支援を利用しない場合	—	1 1, 3 3 0	—	—	6 3, 8 7 0

(2) 在宅で介護保険法によるサービスと併せ利用する場合

(単位／月)

	居宅介護対象者	同行援護対象者	行動援護対象者	重度訪問介護対象者	重度障害者等包括支援対象者
区分1	—	1 1, 3 3 0	—	—	—
区分2	—	1 1, 3 3 0	—	—	—
区分3	—	1 1, 3 3 0	7, 5 2 0	—	—
区分4	—	1 1, 3 3 0	7, 5 2 0	1 3, 6 0 0	—
区分5	—	1 1, 3 3 0	7, 5 2 0	1 3, 6 0 0	—
区分6	—	1 1, 3 3 0	7, 5 2 0	1 3, 6 0 0	3 3, 2 0 0

(3) 在宅で週5回程度の療養介護及び生活介護を利用している場合

(単位／月)

	居宅介護対象者	同行援護対象者	行動援護対象者	重度訪問介護対象者	重度障害者等包括支援対象者
障害児	8, 6 6 0	1 1, 3 3 0	1 6, 0 1 0	—	—

区分1	2, 6 9 0	1 1, 3 3 0	—	—	—
区分2	3, 4 8 0	1 1, 3 3 0	—	—	—
区分3	5, 1 2 0	1 1, 3 3 0	9, 6 0 0	—	—
区分4	9, 6 4 0	1 1, 3 3 0	1 2, 5 0 0	1 3, 9 9 0	—
区分5	1 5, 4 3 0	1 1, 3 3 0	1 5, 8 8 0	1 7, 9 0 0	—
区分6	1 9, 5 4 0	1 1, 3 3 0	1 9, 1 3 0	2 4, 5 7 0	—

(4) 共同生活援助を利用する場合

(単位/月)

	居宅介護対象 者	同行援護対象 者	行動援護対 象者	重度訪問介護 対象者	重度障害者等包 括支援対象者
障害児	—	—	—	—	—
区分1	—	—	—	—	—
区分2	—	3, 1 0 0	—	—	—
区分3	—	3, 1 0 0	2, 0 6 0	—	—
区分4	—	3, 1 0 0	2, 0 6 0	3, 6 7 0	—
区分5	—	3, 1 0 0	2, 0 6 0	3, 6 7 0	—
区分6	—	3, 1 0 0	2, 0 6 0	3, 6 7 0	—

(注) 上段は障害者自立支援法によるサービスを利用する者、下段は介護保険法によるサービスと併せ利用する者に適用する。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、告示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成29年2月14日告示第12号)

この基準は、公表の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第49号)

この基準は、公表の日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日告示第41号)

この基準は、令和4年4月1日から施行する。